

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙8を次のとおり改め、令和2年5月7日から適用する。

別紙8中、1. (2) ⑥イのうち、「ただし、平成31年4月22日から令和元年5月10日、令和元年8月5日から令和元年8月16日、令和元年12月30日から令和2年1月10日及び令和2年4月27日から令和2年5月8日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。」を「ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年4月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

渡 邊 大 樹

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長

宮 池 克 人